

会議名 厚生・文教常任委員会

日時 平成31年3月8日（金）午前10時～午後4時17分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 鈴木麻住 委員 木村冬樹  
委員 堀 巖 委員 宮川 隆 委員 関戸郁文  
委員 伊藤隆信

説明者 市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、教育こども未来部長 長谷川忍

行政課長 佐野剛、市民窓口課長 近藤玲子、同窓口グループ主幹 兼松英知、同保険医療グループ統括主査 丹羽真伸、都市整備課長 西村忠寿、福祉課課長 富邦也、長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長 原咲子、同長寿福祉グループ統括主査 高橋善美、同介護保険グループ統括主査 中野高歳、健康課長 長瀬信子、同保健予防グループ統括主査 須田かおる、生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同統括主査 井上佳奈、同統括主査 新中須俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同児童グループ統括主査 佐久間喜代彦

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同統括主査 寺澤 顕

陳述人 甲山海緒、岸野奈津美

#### 付議事件及び審議結果

| 議案番号   | 事件名                                 | 採決結果         |
|--------|-------------------------------------|--------------|
| 議案第4号  | 岩倉市健幸づくり推進委員会条例の制定について              | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第12号 | 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について               | 賛成多数<br>原案可決 |
| 議案第13号 | 岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について   | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第14号 | 岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について  | 賛成多数<br>原案可決 |
| 議案第15号 | 岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について | 全員賛成<br>原案可決 |

|          |  |              |
|----------|--|--------------|
| 議案第 16 号 | 岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について                        | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 17 号 | 岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について                        | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 19 号 | 岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について                                     | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 20 号 | 岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について                               | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 21 号 | 岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について                       | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 22 号 | 岩倉市介護保険条例の一部改正について                                       | 全員賛成<br>原案可決 |
| 議案第 23 号 | 岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について                       | 全員賛成<br>原案可決 |
| 請願第 3 号  | 北部、仙奈、あゆみの家の統廃合具体化に係る審議会創設の請願                            | 賛成多数<br>原案採択 |
| 陳情第 2 号  | 保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書         | 聞き置く         |
| 陳情第 3 号  | 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書 | 聞き置く         |
| 陳情第 4 号  | 2019 年度国民健康保険料（税）に関する要望                                  | 聞き置く         |
| 修正動議     | 議案第 4 号岩倉市健幸づくり推進委員会条例案に対する修正動議                          | 賛成多数<br>原案可決 |

◎委員長（鬼頭博和君） ただいまから厚生・文教常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案12件、請願1件、陳情3件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

請願に入る前に、当局から挨拶をお願いいたします。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） おはようございます。

厚生・文教常任委員会については、今回条例もたくさんお願いしております、各担当のグループ長以上が出席し、説明をさせていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。

昼間は本当に春めいてまいりまして、卒業の季節で、中学校は今週にも卒業式を終えて、また来週には小学校の卒業という季節になってまいりました。あすには、市民団体の皆さんで開催される五条川のクリーンアップも開催されます。いよいよ春本番だなという、これがやると春本番だなという感じで、きれいにして桜まつりでたくさんのお客様を迎えたいというふうに思っております。職員もたくさん出席させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

きょうは、順次入れかえ等もございますが、丁寧に説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

陳述人がお越しになっておりますので、請願の審査から始めたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

それでは初めに、請願第3号「北部、仙奈、あゆみの家の統廃合具体化に係る審議会創設の請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述をされたいとの申し出がありましたので、これを認めます。

◎陳述人（甲山海緒君） よろしく申し上げます。

本日は、陳述の機会をいただきありがとうございます。

また、議会議員の皆様には貴重なお時間をいただき、この請願に対し一緒に考えていただけたことに感謝いたします。

再三にわたり、公立保育園適正配置方針を決定する前に市民の声を聞いて

くださいとお願いしてきましたが、1月10日に方針決定されてしまいました。私たちは大変落胆しました。しかし、その後行われた岩倉市公共施設再配置計画案のパブリックコメントで、51件中25件が保育園に関するものであったことは、市民の中で大変関心が高いと証明されたと感じています。ちなみに私はこの請願の準備を進めていたため、パブリックコメントは提出することができませんでした。私が中心となって集まったパブリックコメントではありません。それだけ市民意識が高いということを御理解ください。

岩倉市公立保育園適正配置方針に係る懇話会では、第1期計画として、北部、仙奈、あゆみの家の統廃合が計画されています。しかし、パブリックコメントで北部保育園の存続を求める意見が多くあり、その必要性は大きいと感じます。また、あゆみの家も含まれる計画であると考え、立地、建物の構造から障害児保育の実践者の意見と、その保護者の意見を聞くことは必須と考えられます。岩倉市公立保育園適正配置方針に係る懇話会で提案された適正規模には根拠がなく、小規模保育を求める保護者が多いこともいまい一度御理解いただきたいです。

方針は策定されましたが、あくまで方針であり決定ではないと執行機関から何度も説明を受けています。北部、仙奈、あゆみの家の統廃合の計画を具体化していく上で、建てかえも視野に入れ、本当に統廃合が最善の選択なのかというところから、市民本位の市民参加による審議会の創設を求めます。これは、執行機関側だけを想定したものではなく、市民の代表である市議会側に置くことも御検討いただき、執行機関には、その決定を尊重していただきたいと考えています。

北部、仙奈、あゆみの家の統廃合を具体化していく上で、土地の選定の前に、保育の専門家、障害児保育の実践者、公立保育園の保育士、通園中の保護者に限定しない幅広い世代、性別の市民を多く含んだ多様な代表者で構成した市民本位の審議会を執行機関または議会に創設することを求めます。

以上です。ありがとうございます。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

紹介議員の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 省略でよろしいですね。紹介議員の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（宮川 隆君） 確認のために、執行機関のほうにお伺いしたいと思うんですけども、この計画、複合化に向けての計画の前段で、保育の専門

家、大学の教授も含めて、あと障害児の実践者等の御意見を聞くということは、現段階では想定されていないのでしょうか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 既に、障害児保育ではないですけれども、子ども発達支援施設の運営協議会がございますので、そういったところでは他市町の施設を見学に行っていたり、どういうあり方がいいのかというようなことはお話し合いをさせていただいております。

当然、これを実施に向けていくに当たっては、いろんな意見を聞くことは必須だというふうに考えています。

◎委員（宮川 隆君） 市民参加条例を持っている岩倉市でありますので、当然何らかの形で市民の意見を集約するというのは、これは市政運営においての必須条件になりつつあるのかなというふうには理解しているところであります。

その中で、私が懸念するところというのは、一定の規模の土地開発等々を進めるに当たって、余り全てのデータをオープンにし過ぎることが、土地をまとめるという意味合いでは、かなりハードルが上がってしまうという経験があります。そういう意味合いで言いますと、もしこの審議会を立ち上げたと仮定した場合において、どこまで踏み込んだ審議を要求するのか、当然そこから出てくる答申というものに関してはかなり、市長も無視できませんし、我々議会も無視できないことになると思います。それなりの影響力があると思いますので、もし審議会を設定するのであれば、どの程度までを望んでみえるのかというのを、もしお答えできれば、イメージで結構ですので、お願いしたいと思います。

◎陳述人（甲山海緒君） 隣に座っている岸野さんも、懇話会のほうに参加されて、意見をたくさん発信されていまして。私も、傍聴に何度か伺わせていただきました。

土地の情報のオープン、他市町の統廃合に関する議会報告書なども、数多く読ませていただいているんですけども、岩倉市がやってきた懇話会の内容と、他市町と大きく違うのは、岩倉市は建物のことに関してをととても取り上げているというところ、他市町だと保育についてに重点を置いて話し合われているというところに違いをととても感じています。

懇話会で出されていた話し合いの大もとのところが、恐らくなんですけれども、コンサルが提示してきたものなのか、執行機関側がこうしたいというものなのかはわからないんですけども、それをもとに市民の意見をつけ加えていっているというところが、市民本位なのかどうかというところが、私にはわからなかったというところに疑問が残っています。

決して統廃合反対の市民を集めて反対運動をやろうと言っているわけではなくて、統廃合が必要だと考えている方もいらっしゃると思うし、あと統廃合をやめてほしい理由がある方もいらっしゃると思います。ただ、その執行機関側から提示されたものに沿っていくような進め方をしてしまうと、おのおの市民が抱えている希望や問題点や、そういったものを無視せざるを得ない統廃合が進めていかれる可能性が高いとっていて、たくさんの意見の中で、市民も我がことで取り組んで意見をすり合わせていくことで、円滑に統廃合を進めていけるのではないかと私は考えています。

土地の情報をオープンする、しないの部分は……。

◎委員（宮川 隆君） 土地のことをオープンにするという、そういう狭い意味のことじゃなくて、全体像の、具体的なところまで踏み込んで、そこで審議するということになると、いろいろ日程上というか、政策執行上のいろんな障壁が上がってくる可能性があるんで、ですから、もし審議会を立ち上げるのであれば、どのあたりまでを想定して、要望し話し合っていこうというふうに思ってみえるんですかということなんです。

〔発言する者あり〕

◎委員（宮川 隆君） では、改めてお聞きします。

選定の前に市民の意見を聞く、そういう場所をつくれという認識でよろしいんでしょうか。

◎陳述人（甲山海緒君） ただ意見を聞く場所を設けてほしいというふうには想定していなくて、一番わかりにくいのが予算のところ、端的に考えたら、多分建てかえたほうが安いのかなと思うんです、主婦感覚からすると。新しい土地を買って、そこに新しい建物を建てて、跡地は公園にされるとかという御意見も多分出ていたと思うんですけど、端的に考えたらね。

だけど、その30年規模で考えていったときに、本当に子どもが減少していくのかとか、極論、そこもちょっと私の中では持論があるんですけど、女性が子どもを産み育てていきやすい環境をつくっていくのがベストだと思うので、あるんですけど、本当にどれぐらいのペースで子どもが減っていったら、その数字にどれぐらいの根拠があることなのかとか、そういったことも市民同士で考えていかなきゃいけないことだと思うし、あと、多分議員さんも、専門家と話したり、勉強したり、研究したりされていくと思うんですけど、この保育園の統廃合のことにに関して、そこに市民が参加できるような形になっていくと、ともにいろいろなことを勉強していけるなという、すごくいいなと思うような構想もあったり。ただパブリックコメントのように意見を吸い上げて、それに対して回答が出てくるというものではなくて、市民も一緒

になってつくり上げていくような審議会を希望しています。

回答になってますか、大丈夫ですか。

◎委員（木村冬樹君） もうちょっと請願者のほうにお聞きしたいんですけど、この請願事項をそのまま読むと、要はその具体化の前にということで、そもそも統合保育園がよいのかどうか、それから統合保育園にするのであれば、どういう機能を施設面で持たなきゃいけないかだとか、職員の配置だとかも含めて、いろいろ専門家も含めて、市民の意見も聞きながらやっていく審議会をつくってほしいという、そういう思いで確認させていただいていいですか。済みません。そういう僕が言ったようなことを想定しているということでもいいかただけちょっと教えてください。

さっきの話だと、やっぱり土地、予算のこととかも絡んでくると、そこまで含めて議論するような審議会となると、なかなか難しいかなというふうに思ったりするものだから、やっぱり子どものことを第一に考えて、本当にこういう施設にとってはどういう機能を持たなきゃいけないかとか、そういうことを議論する場という考え方でよろしいでしょうか。

◎陳述人（甲山海緒君） そういった審議会が望ましいと思うんですけど、反対派の皆さんの意見を聞いていく中で、予算の問題は絶対出てくるんじゃないかなと私は思います。

ただただ反対反対というものではなくて、財政の問題とか保育費にどれぐらい使えるかとか、そういうこともあわせて説明というか、勉強していかないと納得できないのではないかなと感じます。

◎委員（木村冬樹君） もちろん、その土地の選定だとか、総予算がどのぐらいになるかというのは、もちろん議会でも審議をしていくということになってくるものだから、そういうところはきちんと我々もやっていこうというふうに思っているし、さっき言ったような、普通に考えたら新しい園をつくって、新たに土地を購入して、そういうふうなことよりも、今ある土地で建て直したほうが安いのではないかというようなことも、もちろんそういう想定も僕らもしているものだから、そこまで含めて審議していくということになると、なかなかどういうふうに積み上げていったらいいのかなというのが想定がしにくい。このまま文章を読むと、さっき僕が言ったような内容での審議会だというようなイメージだったんですけど、そういった点についてどうなのか。

これを請願者に聞いてもなかなか難しい問題だというふうに思うし。追加して意見があったらやってください。

◎副委員長（鈴木麻住君） なかなか審議会って難しいと思うので、執行部

にちょっとお聞きします。

例えば保育園の統廃合で、仙奈、北部というのが公共施設再配置の中にも一応入っています。総合管理計画の中には、再配置計画を担保していく上において専任の部署を設けてということもうたっています。北小学校の屋内体育館、今後始まっていくんですけど、その後こういうものも追って出てくるということで、例えば今要望されているのは審議会ですけど、執行部としてこれを実現していくのに市民の意見を聞いてという話も副市長もされました。だから、それをどういうふうな機関で協議しながら市民の意見を取り入れていこうと考えているのか、その辺の考え方をちょっと一遍整理してお聞きしておきます。

**◎教育こども未来部長（長谷川 忍君）** これについては、総合管理計画と申しますか、来年から専任部署と申しますかを移してということになってくる、そこで管理していくということになると思うんですけど、やっぱりそれぞれの案件は、専門部署、担当部署が、学校のことでいけば学校教育課が中心になってということになるかと思えますし、保育、それから子育て環境のことですので、そうなれば現組織で言えば子育て支援課が中心になってということになっていくというふうに思います。

今の段階で個別案件に対して審議会を設置するとか、そこまでのところは答えられないんですけども、今そう決めているわけではないものですから、担当としては、そういう専門担当課が中心になっていくというふうに考えております。

**◎副委員長（鈴木麻住君）** そこで、市民の意見をどうやって酌み取っていくかという方法ですね。前やられたみたいな懇話会の中で市民の方に参加していただいてやっていく方法もあるでしょうし、何らかの形で市民の意見を取り入れなきゃいけないというふうに思うんですけど、まだ決まっていないということなんでしょうか。何かあれば、どういう方法か。

**◎教育こども未来部長（長谷川 忍君）** それは、当然今の、先ほども申しましたけれども、保育園の中で今、通っている方の意見は当然毎日のように吸い上げていますし、子育て・母子通園施設については、保護者の方の意見ですとか、運営協議会があるものですから、そういった意見も伺ってはおります。

これについて、もし具体的な意見を問うとなれば、かなり保育に同調的じゃない人の意見も、かなりきついものが来るのかなと、多過ぎるという意見も実際いただいているものですから。私たちも今までの実績に自信を持っていますし、それを失うというふうには決して思っていない。適正配置方針の

中でも、ソフトは全然というふうにおっしゃられたんですけど、やっぱり国の基準を下回るところは維持していこうだとか、余り多過ぎる規模はふさわしくない。それから、公立が担ってきた部分は失わないよという、ちょっときょうは手元にないのであれですけど、そこは持っているので、建物だけを先行してというふうには考えておりません。

請願じゃないところで、私前にも言ったと思うんですけど、新しい園になれば、機能的にももうちょっと地域に開くだとか、子育て支援センターを併設するとか、そういう面もあろうかと思しますので、いろんな意見は当然、直接的に吸収するのではなくて、それは日々吸収していくものだと思いますし、もしこうなったときにはいろんな手法、それは市民参加の手法を、アンケートであったり、インタビューであったり、そういう会をつくったりということは実施していくというふうに思います。

◎委員（堀 巖君） 今の部長の答弁と、先ほどの請願者のところのトーンというか受け取り方が、やっぱり感覚が違うんですね。

つまり、私個人としても、この請願事項に署名したというのは、やはり公共施設再配置の検討委員会、それから議会のほうでは協議会ということです。ずっとやっていますが、どうしても請願者が言われるように13%削減ありきをベースにした議論で進んできている。ハードが中心になってきて、さっき部長はそんなことないよというふうに言われましたけど、先ほど紹介いただいた他の自治体のそういう統廃合にかかわる懇話会みたいな議事録を私も目を通しました。

やはり、もっともっと保育とは何ぞやとか、配置基準だけではなくて、もう少し突っ込んだ岩倉市の保育をもともと全市的に議論するという場を経てから、ハードは後からついてくるというようなイメージの会議の中の議事録を読んだわけですけども、その請願事項の本意というのは、やはりこれまでどっちかというと感覚的にハードを中心としてきたものを、ソフトを中心とした議論を組み立てて構成してくださいというようなふうに私はとったんですけども、その点についていかがでしょうか。

◎陳述人（甲山海緒君） 北部、仙奈、あゆみの統廃合ってするんですか。もう決定しているんですか。

私たちは、あくまでも方針を決めただけでやるとは決まっていないと説明を受けています。まだ決まっていないですよ。決まっていないはずなんです、そうやって説明を受けているので。

その決定していく上で、もちろんソフトからハードもそうなんですけど、市民の声を聞く方法を決めていないという状況、ちょっと今、脳みそがわか

らない状態になっているんですけど。

北部、仙奈、あゆみの統廃合はまだしないですよ。決定していませんよ。案ですよ、方針ですよ。だからまだ決まっていますよ。そこに市民の意見を入れてほしいという審議会です。以上です。

◎**陳述人（岸野奈津美君）** 先ほど、長谷川部長のほうからお話をお聞きしたんですけども、日々在園の保護者の方とか、そういった市民の意見を吸い上げておられるということで、そういった、例えばワークショップの懇談会というものも実際、懇話会の中に市民の意見を聞く場として設けられたこともありました。そういうワークショップの形がよいかどうかというのはまたちょっと別の問題なんですけど、ああいった形の会をつくっていくことは考えられていますか。

◎**教育子ども未来部長（長谷川 忍君）** 先ほども申しましたように、まだどうしていくというのは決めていませんので、あれも市民参加の手法の一つだというふうに思いますので、可能性としてはあるというふうに思います。

あさっても子どもの権利の研修会というのも開催を予定していますので、そういったいろんな意見、保育だけに限らず、そういった意見は、そういうふうに日々吸収していくものだというふうに思っています。

◎**陳述人（岸野奈津美君）** ありがとうございます。

日々そのように意見を吸い上げて、可能性があるというふうにおっしゃっていただいたのはありがたいと思うんですけども、この統廃合とか北部、仙奈、あゆみの家の、請願の案についての具体的な、それに特化したような懇談会、もしくは市民の意見を聞く場、もしくは市民が参加できるような場をされるという予定はどうでしょうか。

◎**教育子ども未来部長（長谷川 忍君）** この計画については1期の10年以内のというところでありますので、本当に日々の意見も吸収しながら、具体的には二、三年前から始めていかないと実現はできないというふうに思っていますので、その段階では今お約束はできませんけれども、審議会になるのか、附属機関に準ずる機関になるのかを設置する可能性はないことはないと思います。ただそうなったときには、やはり先ほどから求められる市民の広くというふうになると、保育の専門的な市民の声を聞く場ではなくて、市全体の建物的な議論になってくる組織になるのかなということも考えられると思います。

◎**陳述人（甲山海緒君）** 多分、長谷川部長も在園のお母さんたちにたくさん意見を聞いていただいている状況かと思うんですけども、私たちが考えているのはそこにちょっと問題があるなと思っていて、その請願項目にも多

様な代表者という、幅広い世代、性別の市民を含んだ多様な代表者でというのを記載させていただいているんですけども、今、在園中のお母さんたちというのは手いっぱい、保育が何たるかとか、子育てが何たるかを学んでいる状況の保護者だと考えています。在園のお母さんたちに意見を聞いていくということは、今現状の保育園に対する不満を上げてもらったりとか、利便性を上げてもらったりというところに特化してくる意見だと感じます。

ただ例えば、私の母の世代とかになってくると、子育てを一通り終わらせて、保育についてとても知識があり、学んできたそれぞれの思いがある方たちだと思うので、若いお母さんたちの、今ここにある不満とかだけを聞いて建物を建てるということにとっても危険さを感じます。

ワークショップなども考えている、意見として吸い上げるということをお願いさせていただいて本当にありがたいんですけども、そこにどうしてもやっぱり幅広い世代、女性だけではなく男性も含めて、多様な代表者で構成した意見を吸い上げる場というのを私たちは求めています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 行政の方に聞きたいんですけど、今の幅広いという意見があったんですけども、そういうところから意見を聞いていない状態なんですか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） それは、保育に限定ではないですけど、私ども子育て支援を担当する者として、思いは同じです。ただ本当に広くというふうになってくれば、逆の意見を言われる方も当然いらっしゃいます。子育てだけに特化するのかとか、7園は多いだろうということを使う人もいます。いやいや決してそうじゃないんだよということは、私たちは保育を守る、子育てしやすいまちと言っていますので、これまでも施策として要望のあった病児保育を拡大するだとか、そういうこともやってきました。子育て支援センターをつくるということもやってきましたので、思いは同じですし、年かさの方は保育のということを使う方もいらっしゃいますが、保育園なんか要らんということも言う方もいらっしゃいます、中には。

じゃあ、なぜ子育てのところばかりを優遇するんだという、手当とかね、そういうことを言う方もいらっしゃるの、そういう場でいけば、逆説的な強い意見もあるんじゃないかなというふうに思いますが、私たちは、決して統合することによって保育の質を下げるなんてことは決して思っていないので、これは何遍も言っているんですけど、思いは同じだというふうに思います。

いろんな意見ということでは、議員の方でもそうでしょうし、保育を

一旦は終わられた方の意見もいろいろ聞いているつもりでいます。先ほど言いました運営協議会ですと、民生委員さんですとか保護者の方ですとか、施設の代表の方、保健師も結構健診なんかでいろんなことも聞いていますので、そういったことは、決して今の通っている方だけの意見を聞いているというふうには思っていないです。

◎委員（宮川 隆君） 執行機関のほうにお伺いしたいんですけれども、こういう将来計画、もしくは、箱物という表現はよくないんですよね、建物をつくって、そこに何を入れるかという総合的なことを考えるときに、私は予算的なことというのは無視できないと思っています。

過去に駅東の開発のときに、オペラハウスを入れたいという計画が当時ありました。私それには反対したほうです。要は将来的な負担を考えたときに、本当に大丈夫なのという観点で言ったつもりだったんですけれども、そのときに、執行機関のほうからは、我々が夢を語れないようになってはもう終わりなんだと、そういうふうに言われました。

でも、半面、昭和の後期の右肩上がりのおかげでつくったものの負担が今ここに来ているという、これも事実だと思うんですね。ですから、つくってしまえば終わりという、特に箱物の部分ですね。物的な部分に関してはつくってしまえば終わりという観点ではなくて、その後のランニングコストとか、そういうことも含めて小規模がいいのか、複合がいいのか、そこに入れるものが何なのかということがとても大切になると思います。

それを踏まえて、仮に審議会等々を立ち上げたときに、夢だけを語っているわけではなくて、将来的なことも情報としてどのぐらい建てるのにコストがかかる、ランニングコストはどうなる、先ほど申請者のほうからもありましたように、岩倉市における子どもの人数がどのぐらいが推計されるのかということも全て含めて、オープンにした状態で審議しないと意味がないと思うんですけれども、過去のこの手のものに関してそういうようなスタンスで取り組んできたかどうかというのを確認したいと思います。

〔発言する者あり〕

◎委員（宮川 隆君） 施設をつくって、かつその中に何を入れ込むかということも、総合的な話し合いが行われる場において、その場に何を入れるのか、どういうことを望むのか、まして予算的なことも想定できる範囲内で示した上で、どの規模がいいのか、何を入れ込むべきかという、そういう審議がこれまで執行機関の中でされてきたのかどうか。もしされているのであれば、それに基づいて我々も考えなければいけないのかなというふうに思ったので、その部分を、過去の実例をお聞きしたいなと思います。実態ですね。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと私が知り得る範囲では、今一番新しい施設が生涯学習センターとか総合体育文化センター……。

〔発言する者あり〕

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） 生涯学習センターはやはりどういった機能がということは、公民館機能も持つということで、そういう議論はあったかと思えます。公民館運営審議会等もあったので、そういったところで議論はあったかと思えますけれども、スタジオをつくろうとか、講演室をつくろう、調理室をつくろうとか、そういった議論はあったかと思えます。

総体文のときがホールが、市民が4万8,000人で、どれぐらいのホールをつくろうといったような議論はあったかと思えますけれども、そこに審議会のような組織としては、それだけの組織はなかったんじゃないかなと思えます。

再開発のほうの協議会はありましたし、公民館の運営審議会はありましたので、そういったところでの議論はあったかと思うんですけど、生涯学習センター準備会議みたいなのはなかったんじゃないかなというふうに思います。

◎陳述人（岸野奈津美君） 私が、この公立保育園の適正配置方針の懇話会に出席させていただいた中で、ちょっとそのときに余り発言ができなかったんですけど、後で思ったのが、ランニングコストも含め統廃合した場合の予算と、今のまま、もしくは多少統廃合したり存続したりするといういろんな案があると思うんですけど、その場合の予算の比較を単純にしたかったなというのは、今思っているんですね。

やっぱりこの請願を出させていただいたり、署名活動させていただいた保護者の方は、本当に統廃合した場合に、ランニングコストも含め、予算が削減になるのかどうかというところがすごく気になるし、それが示されていないということがやっぱり納得ができないというふうにおっしゃられる方がいらっしゃいます。

なので、この審議会でその予算をどれだけオープンにするかということが障壁になるという話をお聞きしたんで、ちょっとそのあたりの障壁に関しては全然私知識がないのでわからないんですけども、例えば予算で、こういった統廃合案A、B、Cみたいなふうにやって、それでランニングコストも含めた予算A、B、Cを示していただく、大ざっぱに示していただくことだけでも、知る権利があるという言い方はちょっとわからないんですけど、知る必要はあるのかなと、保護者との合意形成を求めていく上で、それは必要なのではないかなと私は思っているんですけども、そのあたりの、大まかな予算を知るということは、どうでしょうか、障壁はあるんでしょうか。ど

なたに質問すればいいのかちょっとわからないんですけれども。

◎委員（堀 巖君） 障壁はないと考えます。

そういったところもオープンにして議論を進めていくべきだというふうに私も思っています。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 多分、予算的なことでいけば、50人の保育園を2つつくるか、100人の保育園を1つつくるか、これは多分100人の1つのほうが安いでしょうし、それから、ランニングコストのことでいっても、そこに園長が2人いるか、園長が1人なのかで言えば、それを何十年というふうに見ていけば、1つのほうが経費的には安いだらうと思います。

総合管理計画とか、再配置の市に幾らかかるというシミュレーションは、今ある施設を今の規模で建てかえた場合で幾らかかるというシミュレーションをしていますので、具体的に新たな施設がどれだけになるということはちょっと想定していないものだから、それは具体的に示せませんが、今の条件だけでいけば、そういうことになるかと思えますし、それをもし市民に示したときは、それは絶対安いほうが良いというふうになる方のほうが多くなるんじゃないかと思えます。多くの観点が飛んじゃうと思えますので、それを優先にするのはむしろ逆効果になる可能性もあるかなというのは一つ思っています。

◎都市整備課長（西村忠寿君） 済みません。

再配置のパブリックコメントも完了したんですが、そちらで公表させていただいたものの中に、80ページになるんですけれども、今の実現に向けた検討ということで、複合化したときのこの先40年間になりますけれども、そちらの削減コストについても試算したものを載せてあります。

数字だけ申しますと、コストとしては約6億2,000万の減。削減率としては7.5%ということなんですけれども、当然これは用地の取得費が含まれていないので、あそこの今検討しています用地、どのぐらいの規模になるだとかということも全く想定はしておりませんので、用地費については計上していません。ただし、今の北部、仙奈、あゆみのある土地については、売却をして新しい土地を買おうというような考えではあるんですけれども、土地の部分については、もちろんそれは試算上の話で、そういうふう売って土地の取得費用に充てようという中での検討をしていますが、土地の取得については、今は試算はしていないということです。

また、細かいことをお知りになりたければ、都市整備課までお越しいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

◎委員（堀 巖君） 今の説明というのは、工法的に同じような今の既存

の公共施設を建設するときの工法で比較した場合だというふうに思うんですけども、工法によっては安く上げる工法とか、そういうのがどんどん技術も進歩していますし、もともと普通の家であれば木質パネル構造であるとか、本当に1日でぽんぽんぽんと建っちゃうような、品質はちゃんと基準を確保しながらやる工法だってあるだろうし、そういった点で、1級建築士の方も見えますが、議員間討議で後で聞きたいんですけども、御意見は後で伺いたいというふうに思います。

それと、質問なんですけど、私は足りていなかったのは実践者の意見、懇話会で足りていなかったというのは、個人的に思うのは、さっき部長はいろいろやっているという説明はされて、そのとおりだと思うし、だけど、保育の実践者としての園長先生が出席してみえたけれども、発言がちょっと抑圧された感があって、なかなか発言できないようなイメージを僕は持ちました。

その点については、出席されていてどうなんですか。新しい審議会というのはそういうこともなくして、きちんと意見がフラットに言えるような場を設けてほしいという意見も含まれているというふうにとっていますが、その辺についてお聞かせください。

◎**陳述人（岸野奈津美君）** 懇話会に出席させていただいて、保育士さん、園長先生や指導保育士の委員の方の御意見も聞かせていただいておりますが、私の一緒に議論させていただいた感覚で言えば、ざっくばらんに思ったことを素直に発言ができていた状態であるとは感じることはできませんでした。

かなり言葉を選んでいらっしゃったというふうに私は感じましたし、真意はわかりませんが、もう少し率直な意見がお聞きできたらよかったなというふうに感じました。

◎**陳述人（甲山海緒君）** 結構、保育園問題頑張っていまして、いろいろな方に会いに行っているんですけども、現場の先生の意見をちょっと伺いに行ったときに、やっぱり意見を聞かれていないというのが実態としてあるんですね。

あと、その懇話会で一番私が違和感を持ったのは、公立保育園の先生よりも私立の経営者の方の人数のほうが多かったというところが、全くちょっと理解ができない部分でした。

[発言する者あり]

◎**陳述人（甲山海緒君）** 公立保育園の適正配置方針のあの懇話会で、なぜ私立園の方がいらっしゃっていたのかが、一番ちょっと理解に苦しんだところではあって、私の傍聴している感覚では、公立保育園の先生たちが発言されるよりも、私立園の経営者の方かわからないですが、発言される機会がす

ごく多かったようにちょっと感じたので、そのあたりとかもちょっとどこに視点があるのかわからなかったというので、市民本位の審議会というのを今回請願として上げさせていただいているというところがあります。

◎委員（関戸郁文君） 今、堀委員が、副市長がいたから発言しづらいという発言がありました。

これは誰に聞いたらいいんですかね。行政側に聞きたいんですけど、本当に……。

◎委員（堀 巖君） そんなこと言っていませんよ。

◎委員（関戸郁文君） 違いますか。

発言しづらいんじゃないんだ。

〔発言する者あり〕

◎委員（関戸郁文君） 過去に。

訂正します。

◎陳述人（甲山海緒君） 本当に傍聴者として見ていて、副市長の発言を傍聴者として聞いていて、例えば岸野さんが保育のことに関して意見を言うと、副市長が乗っけてくるというのは何度か見ました、やっぱり。それは、抑圧とは思わないんですけど、ざっくばらんに意見を聞く場だったかというところの疑問はちょっと市民としては残っています。以上です。

◎陳述人（岸野奈津美君） 補足というか、させていただくんですけど、懇話会は適正配置方針案が出る前までは、割とざっくばらんに話せていた感覚はあります。

ただ、その案が出た途端に説得されている感が私はすごくあり、ほかの保護者もその保育士さんたちも含め、何というか、がらっと雰囲気が変わったというのがどうしても感じました。補足です。

〔発言する者あり〕

◎委員（木村冬樹君） この請願をそのまま読むと、やはり保育の中身、子どもを中心にどういうことを考えて新しい統合保育園にするのか、あるいは統合保育園じゃない方法がいいのか、こういったことを議論する審議会を置いてほしいという、そういう趣旨だというふうに思っています。

ですから、請願者のほうも、例えば予算がどういうふうになるのかだとか、そんなところまで本当に考えて審議会をつくるつもりなのかどうかというのがちょっとわからないなということだし、やっぱり過去の懇話会についての疑問点は残されているというふうに思うんだけど、それはこの請願とは違うものだから、そこはちょっと分けて話さないで、論点がどんどんそっちのほうへ行っちゃって、この請願で何を求めているかというところを私たちは聞

きたいんですね。そのことが、今言ったようにいろんな角度があるものだから、実は僕らが受けとめたのとちょっと違う方向での審議会を考えているのかなみたいな感じになってきちゃうんだけど。請願の紹介議員になっておきながら、そんなのはいかなのだけど、ちょっとそういう感覚に陥っていますので、まとめた形で請願趣旨というものをもう一度述べていただきたいなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

11時10分まで休憩をしたいと思います。

お願いします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

請願者の方から、まとめということで、もう一度お願いいたします。

◎陳述人（甲山海緒君） 私たちが求めている審議会は、計画を具体化していく上で、建てかえも視野に入れて、本当に統廃合が最善の選択なのかというところから、しっかりと予算を含めて検証していく審議会の設立を求めています。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） はい、わかりました。

それでは、質疑のほうを終結いたします。

次に議員間討議に入ります。発言する委員は挙手をお願いいたします。

◎委員（堀 巖君） 先ほどの質問について、御意見をお願いいたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） 意見を求められましたので、予算を比較検討する場合は、同じ条件で、建物にしても木造なのか鉄骨造なのかR C造なのか、R Cというのは鉄筋コンクリートです。それを条件を同じにして比較しないと比較する意味がありません。平家建てなのか、2階建てなのかによっても予算も違ってきます。

それと、土地の話も出ました。土地をどこに選定するかというのも、調整区域なのか、市街化区域なのかで全然値段も違います。だから、幾らかかるかというのは、その条件がある程度出てこないと概算もはじけないというのが現状です、基本的には。だから、どういう建物をつくるかによって、全然値段もコストも違うんですね。だから、今言ったプレハブみたいなものでもできなくはない。機能的に満足する建物はできます。だけど、我々計画してきたように、大口町のああいう木造でも、あれは非常にコストがかかる工法です。だから、どういう工法を選ぶかということによってコストというのは全

然違ってくるので、予算がここまでしかかけられないといった段階で、それに見合う工法を選定していくというのが基本的な考え方です。

◎委員（堀 巖君） その場合に、統廃合になると大規模、比較的大きな建物になる。一般的に平屋だと平米単価はコストが高くなりますよね。だから、そういうことを考えて、大きいのだとRCでやったほうがいいよとか、平屋だと木造で済むよとか、そういう違いはあるんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 今、木造の建物でも大規模、僕が一般質問でも見せました庁舎でも、3階建ての庁舎とか、ああいうものを木造でつくっている例があります。

ただ、コスト的に耐火要件を満たすとか、いろいろな要件が出てくるので、やっぱりコスト的には高くなる。だから、それが木造だから安いとかいうことは一概には言えないんですけど、木造には木造のよさがある。だから、2階建てでも3階建てでもできますし、今どきはRCというのはなかなか少ないですね。だから、鉄骨か木造かどちらかの選択肢がベストじゃないかなと思います。

◎委員（宮川 隆君） この請願、すごく僕的には悩ましいところだと思うんですね。執行機関も今まで市民の意見を掌握する、もしくは意見を聞くという、そういう会議体というのはつくってきたと思いますし、これからもこういう、この手の方針を決めていく、建物のあり方を決めていくということになれば、当然意見は聞くものだと思います。

その中で、委員会、会議で可決して審議会という固定のものにしてしまうことが果たしていいのかどうかという、もっと幅広い意見をいろんなところで機会を通じて聞いたほうがいいのではないのかなというのが1点。

もう一点が、趣旨を採択して云々ということになりますと、今度はまだ審議前なんですけれども、請願の2号みたいに当然委員間、もしくは個人の中でも温度差というのはあってしかるべきだと思います。それぞれの議員が立ち位置が違うわけですから、それを今後、この2号に関しては別の会議体であり方というものを詰めていかなければいけないという問題意識には立っていると思うんですけども、そのベースが決まらないままに、果たしてじゃあ趣旨がいいのか、採択がいいのか、反対なのかというふうにしてしまっているのかなというところがすごく今の我々の置かれている現状の中で、微妙なところなのかなと思ってしまいます。

ですから、我々の発信がそのまま酌み取っていただけていないというのは、我々の発信力の不足なのかなというふうに反省するんですけども、単純に

執行機関もやる気があるであろうという期待を込めれば、結論を出せる話なのかなというふうには思ってしまう自分がいるわけなんですけれども、皆さんどう思われますか。

◎委員（堀 巖君） 執行機関は、確かに意見を聞いているし、努力はしてもらっているというのも、請願者の方もさっき認めたわけです。ただ、不足している部分であるとか、受けとめ方の問題、温度差があって、足りていない部分もあるよというのは正直な意見で述べられました。

それを踏まえて、新しく今度具体化していくときには、そういうことがないように、なかなか完全なものではないかもしれませんが、やっぱり請願事項に書いてあるように、幅広いところを目指して話し合っていく自分たちの施設は自分たちの市民が話し合っていて決めていくんだということを大事にしていきたいという、そういう請願だというふうに理解していますし、立ち位置が違うといっても、このことについては立ち位置余り関係ないと僕は思います。当たり前のことだと思うんです。

審議会に限定するというのがどうかと言われるけど、やっぱり附属機関としてきちんとした諮問・答申ということを制度としてやっていくのであれば、附属機関が一番重さと言ったらいけないんですけれども、市民協議会ありの、パブリックコメントありのいろんな参加の手法があるけど、やっぱり審議会というのは市民参加条例にも一番上に書いてあるというふうに思いますので、それをやってほしいという請願趣旨は、別に真っ当な意見だというふうに私は思いますが。

◎委員（宮川 隆君） 請願趣旨に関して反対するものではないんです。

ただ、委員会としてこうすべきだというふうに確定する話なのかなというところが疑問が残るというふうに言っているんです。

ですから、当然我々議会としての立場からすれば、監視の機能も当然持たなければいけませんから、執行機関のあり方というものに関して、時期を見て、ちゃんと指摘すべきことは指摘しなければいけないけれども、審議会というものに固定してつくらなければいけないというふうに、断定的な判断をすることが果たして望ましいのかどうかというところに、個人的には決めかねるところがあるという意見表明的なところで捉えていただければいいと思うんですけれども。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私も、この請願についてはちょっと戸惑っています。

要するに、北部、仙奈、あゆみの家の統廃合を具体化していく上で、それが適切なのかどうかというところから、まだ決まっていないからもう一度検

討すべきだという趣旨もあるんですね。そこに予算的なものも含めてということで、土地の選定前にという、そうすると、適正配置方針の、もう一遍戻って、そこが適正配置でいいのかという、どうなのかという検討からもう一遍やり直そうということだと思っただけですね。

それは、行政はこれがいいという意見を取りあえず案として出したわけですよ。それを行政の中でもう一度審議会をつくり直してやるという話になると、振り出しからもう一遍やりましょうというニュアンスになるので、これをどうするか。

例えば、今、請願者の方たちが思っている思いを、それだけが全てじゃないと思うんですね、いろんな意見があると思うんですよ。だから統廃合もやむなしと試してみえる方もいると思う。なので、そういうことも含めて、一からやり直すことが本当にいいのかどうかという、これはまだ先の話なんですけど、土地の選定をどんどんしていかないと、多分どんどんおくらせていっちゃう。土地の選定からかかわっていこうという話になると、またこれもややこしい話で、土地って非常にデリケートなものなので、どういう形で選定していくかというのも秘密裏にということなのか、余りオープンにできない部分もあるでしょうし。だから、こういうことの審議会となると、もうちょっと違うのかなという。

僕が考える、宮川委員が言われたように、具体化していく段階で、我々議会としては、再配置の協議会が終わりますけれども、その後、また続けて違う組織で一つ一つの案件を検証していくようなことはしていかなきゃいけないと思っています。これは15日にまた、最終で協議会を開いたときに次をどうするかという話をするんですね。

そんな中で、こういうことを一つずつ取り扱っていけば、その段階で皆さんの意見をまた酌み取っていくという手法でやっていけばいいのかなというふうに僕は思っているんですけど、いかがでしょうか。

◎委員（堀 巖君） 適正配置方針を一からやり直すということではなくて、例えば生涯学習センターの話がさっき出ました。あれは、総合計画に基づいた実施計画で裏づけをしておいて建てることは実施計画でもう決まっているんですね。

だけど、実際建てるとなると、さっきの部屋の機能をどうするだ、こうするだというのは別の機関を設けてやるじゃないですか。それを具体化する時にはやってくださいよという請願であって、あと、執行機関だけに求めているものでもなく、または議会に創設することも幅広く言っていますよね。ですから、議会に附属機関が置けるかどうかというのはまたちょっと別の議

論をする必要があるんですけど、議会の機関としてチェックしていくというのは当然やります。

だけど、それとは違った視点、女性議員が少ないとかいろいろ視点があります。やっぱりお母さんたち、さっきの子育ての専門家であるとか、実践者の人たちを交えた意見を議会の中に入れ込むということも手法としては余地を残した表現になっているので、今の鈴木委員の懸念にはちょっと当たらないのかなという説得なんですけれども。

◎副委員長（鈴木麻住君） それであれば、今の話、統廃合が適当なのかという表現は当たらないのかな。そこからそれを前提として協議していくということであればわかるんですけど、今回やろうとしている北部、仙奈、あゆみの統廃合が適切かどうかという協議から始まるわけだから、そうすると今言ったその中にどういう施設にするかという話ではなくて、その前段階の協議に入っちゃうわけですよ。だからそこはどうかのかなというふうにちょっと考えます。

◎委員（堀 巖君） やはり、その執行機関として、組織、懇話会という組織を経てつくってきたことは尊重しないといけないと思うんです。そこで手戻りをするということは、行政コストの損失でもあるし、それを一定認めるという姿勢も必要だと僕は思います。

その上で、表現上はそれがいいか悪いかという話になるけど、例えば予算が出てきたときに、やっぱり余り変わらないんじゃないとか、いろいろな工夫があって、いろんな意見が出てくると思います。そういったところを抑えるのではなくて、そこも幅広い意見として拾えばいいと思うんです。自由があっていいと思うんです。だからそういうところで、決して過去の執行機関がやったことを否定したりということではないというふうに僕は思っています。

◎副委員長（鈴木麻住君） そういう方向でいいと思うんですよね。

今後、5年先なのかというタイミングなのかわかりませんが、状況ってやっぱり変わってくるんですよ。だから、石仏の東側の駅が改札ができて、あの辺が非常に便利になったらすごくふえとかね、あの辺に。そうすると場所もあの近くがいいとかいう話も出てくるでしょうし。そういうときに北部はどういう形で残すのか、あるいはどうするのかということも含めて、見直しは必要だと思うんですよね。見直しはすべきだと思うんですけど、統廃合がどうこうというところは、一遍置いて、そこからステップしてもう一遍振り返って検討し直すとか、あゆみの家は別に何か設けたほうがいいねとか。そういう議論はしていけばいいと思うんですけど、そういった意味でどうか

など。

◎委員（関戸郁文君） 堀委員は審議会にこだわっていらっしゃるように思ったんですけども、別に他の方法でも十分に意見は聞けるんじゃないかと。例えば、議会で創設するってありますけれども、今は会長をやっていらっしゃる公共の建物のところで審議・議論をしてもいいんじゃないかというふうには考えるわけです。

仮に審議会で土地のところから審議して、その土地がだめだということになったときに、代替案とか、そういうものを要求できるのかとかね。そういうすごく危惧することがこの文章の中からは出てきてしまうんですね。先ほど、答申の方がおっしゃられていましたけど。なので、特にこの審議会云々ということにこだわらず、広くいろんな場所で発言できるという、多分請願者の願意は、発言がしづらい、発言する場がないということで、こういう審議会をつくってほしいというのが願意なのかなというふうに何となく思っていたんですね。違っていたら言ってくださいね。

だから、そういう意見を聞き取れるところをつくっていく、つくっていく努力をするでいいのかなというふうに思っております。

◎委員（堀 巖君） ごめんなさい、私が勝手にこの審議会という要望を附属機関である審議会というふうに解釈してしまったんですけども、市民参加条例の上位のほうに手続的に書いてあるということも言っちゃいました。そこら辺は、違っていましたら指摘してください。僕のイメージが違っていたら。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） はい、さっきの関戸委員のことも含めて。

◎陳述人（甲山海緒君） 審議会は附属機関としての審議会を求めています。市民に決定権がないというのはいかがなものかなという、公共施設についてはちょっと感じる部分ではあります。

あと、何度も何度も言っているんですけど、反対派の市民を集めて反対運動をやるための審議会だとは思ってなくて、進めていきたい人も、反対している人も合意形成できる場所がないから、そのための材料を集めてみんなで話し合う場の審議会を想定しています。

◎委員長（鬼頭博和君） 今は議員間討議ですので、議員間の中で発言のほうをお願いいたします。

◎副委員長（鈴木麻住君） 審議会はいずれかのタイミングで立ち上げればいいと思うんですよ。今、まだほかにやらなきゃいけないことが、僕は北小学校の件も含めてやっていかなきゃいけないなと思っていて、そういうある

程度土地とか何かが動き出したら、そのタイミングで審議会を立ち上げてということでもいいのかなと思うんですけど、今のこのタイミングで立ち上げることが必要なのかなと思います。

◎委員（堀 巖君） 私、今すぐというふうには読んでいなくて、土地選定の前にということだけなので、選定する候補地がいろいろな情報で上がって、執行機関に吸い上げられた段階で立ち上げればいいのかというふうに思っています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に議員間討議することはございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、議員間討議もないようですので、ここで議員間討議を終結いたします。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

次に請願に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 北部、仙奈、あゆみの家の統廃合具体化に係る審議会創設の請願についての反対の立場で討論を行います。

公立保育園適正配置方針は、公共施設再配置計画を策定するに当たり、公共保育園の再配置のあり方を反映していくために策定したもので、その上位に当たるものというべき公共施設再配置計画の策定に当たっては、市の附属機関である公共施設再配置計画検討委員会で進められております。

この公共施設再配置案を前提として、市民の意見を聞きながら進めていくのであれば理解できますが、請願趣旨に当たるような統廃合自体が最善かであるとか、場所自体を一から考えるような審議会を創設するということは、現状、再配置計画検討委員会で今審議されていることを考えますと、問題があると思います。

市も実施に当たっては市民の声を聞きながら進めると言っており、請願趣旨にあるような園の規模や、その機能をゼロから聞くことではないと思います。また、土地の選定からとありますけど、用地取得のような個人情報も含むデリケートな内容に関してまで市民参加の場で行うというのは、これも疑問があると思います。

以上のことから、この請願に対して反対といたします。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 請願第3号「北部、仙奈、あゆみの家の統廃合具体化に係る審議会創設の請願」について、賛成の立場で討論を行います。

公共施設再配置計画案における2026年度までに北部保育園、仙奈保育園、あゆみの家を統合する、新たな統合保育園を整備するという再配置計画案につきましては、議会への請願、あるいは市民説明会における市民の意見、公共施設再配置計画についてのパブリックコメントなどで、反対の意見、あるいは慎重な対応を求める意見が市民から数多く出されています。こういった状況の中で、計画案を具体化していく上での市民参加がこれまで以上に求められてくるのではないかと思います。

公共施設再配置計画を具体化していく段階で、これまでも一般質問等でも議論してきましたように、市民からはさまざまな意見が出てくるのが想定されます。それで、そういった際に市民との対話を重ねていくことが大変重要であるということを重ねて議論してきたところだというふうに思います。

そして、その対話の中でこそ市民の納得が生まれてくる、こういったことは他の自治体で公共施設の再配置を進めるに当たって、先進例として対話の積み重ねによって納得が生まれてくるという、そういうことが現実に行き来しているというふうに思っています。

そういった点で、請願にあるような保育の専門家、障害児保育の実践者、公立保育園の保育士、そして幅広い世代、性別の市民を含んだ多様な代表者で構成した市民本位の審議会を創設する、このことも一つの手法ではないかなというふうに考えます。市民参加の手法につきましては、市民参加条例に規定されているように、さまざまな手法がありますので、そういった手法も含めて検討していくことが必要ではないかなというふうにも考えます。

以上の点により、この請願第3号については、その趣旨に賛成していきたいというふうに考えております。

◎委員（堀 巖君） 反対の立場の方が見えないので、賛成の立場で一言。

先ほど、伊藤委員から上位計画が公共施設の再配置という話がありました。当然保育園の問題は、全体の公共施設の再配置の計画に含まれますけれども、監査の指摘でもあったように、懇話会自体が実質的には附属機関での審議だということになっています。ゆえに、一旦、実質的な附属機関である懇話会で決まった配置方針について、それを受けて市が決定したわけですが、それは一区切り終わっているというふうに私は考えます。ですから、その具体化するときに、執行機関も言うように、附属機関をつくるかどうかわからないですけれども、意見を聞く場は絶対に設けるということは、当然と言えば当然なわけですが、それを具体的に審議会を設けて、もう一回、審

議会という附属機関を設けてきちんとやってほしいという請願者の趣旨というのは理解できるということを思って、私は賛成としたいんです。

それともう一点、委員会の反対討論のあり方で、質疑を全くせずに反対討論だけするというのはどうなのでしょう。やはりその議論が、しないと僕はまずいというふうに思います。それはちょっと賛成討論とは別の問題としてつけ加えさせていただきます。

◎委員（宮川 隆君） 私も、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

先ほど反対討論の中で、土地の選定も含めるような発言がありました。しかし、請願事項の中に書かれている土地の選定前という、この表現は、やっぱり場所の設定、面の設定がされた時点というのは、その規模も確定されている段階だというふうに私は理解しています。ですから、その内容であったり規模であったりというものが確定される前に審議する、意見を聴取する場所が欲しいと言ってみえると私は理解しました。

したがって、そういう機会を設けることは当然であるし、今までも執行機関はやっているというふうには認識していますが、あえて反対討論が出る以上は、私は賛成の立場で賛成していきたいと思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） 私も賛成の立場で討論させていただきます。

全面的に賛成というわけにはいかないんですけれども、今、議論になった土地の選定だとか、統廃合が適当なのかという趣旨はちょっと賛成しかねる部分もあります。ただ、その請願事項の中に、北部、仙奈、あゆみの家の統廃合を具体化していく上でというふうにあります。さらに、市民の意見を広く聞いて、これを実現していくという副市長の答弁もありました。その辺を尊重して、具体的にどういうふうにするというのは、これから何も行政のほうも決まっていけないようなので、市民の意見を聞く機会、場所ということで、審議会となるかどうかはちょっと、あとタイミングの問題もありますけれども、一応賛成の意思表示をさせていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは討論を終結し、採決に入ります。

請願第3号「北部、仙奈、あゆみの家の統廃合具体化に係る審議会創設の請願」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数により、採択にすべきものと決しました。暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

これから、休憩に入ります。1時10分再開いたします。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君）（音声欠落）

（音声欠落）

◎副委員長（鈴木麻住君）（音声欠落）

……事例が多いということからしても、平仮名表記が適切であると思います。よって、修正動議に賛成いたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他にありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは討論を終結し、採決に入ります。

議案第4号「岩倉市健幸づくり推進委員会条例の制定について」に対する修正動議について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。

採決の結果、議案第4号に対する修正動議は、賛成多数により可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第4号「岩倉市健幸づくり推進委員会条例の制定について」に対する修正案を除く原案について、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第4号は、全員賛成により修正案を除く原案について可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 本会議で質疑した部分で、ちょっと確認も含めて少しお聞きします。

この条例の一部改正については、法令によるものではなく、予算措置によってやられるものにあわせるという形であるということ、それから2年経過した後に負担がふえるわけですけど、この負担がふえる方が39人いて、そのうち被扶養者のみの世帯は2万7,200円負担増、これが36人で、もう一つ、1万5,900円上がる方が3人いる。これはどういう世帯でしたか、もう一度ちょっと確認したいんですが、この点についてもう一度お願いいたします。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） ただいま木村委員から御質問がありました  
が、1万5,900円がふえる世帯はどういう世帯かというところでございます  
が、旧被扶養者以外も国民健康保険に入っている世帯という世帯ございま  
す。国保の加入者のうち、被扶養者を含んでいる世帯については、均等割に  
ついて1万5,900円の負担となっているというところでございます。

◎委員（木村冬樹君） ありがとうございます。

では、この39人という方々のいわゆる所得、あるいは収入、こういった点  
について、こういった方々が対象になっているのかという点についてわかり  
ますでしょうか。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 今回の見直しに関して対象となる方  
でございますが、39人を収入の階層で見ますと、世帯収入が286万円から  
1,000万円を超える方も対象となっている状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） もともと被用者保険の加入世帯だったところでは  
から、一定の所得がある世帯であるというのは理解ができるところでありま  
すが、それではこの制度変更についての周知の仕方というのは、どういうこと  
を考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課統括主査（丹羽真伸君） 市民の皆さんへは、広報紙、窓口配  
布用チラシにより周知するとともに、対象となっている方につきましては、  
個別に見直しに関しての御案内を送付するなど、丁寧な周知に努めてまいり  
ます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございますか。

◎委員（関戸郁文君） 木村委員の質問に対するちょっと補足なんですけど、  
1,000万円以上ある人もいわゆる減免の対象だったということの確認なんで  
すけれども、そういう人もいたということですね。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 収入が1,000万円以上ある世帯については  
いらっしゃるということでございます。

◎委員（木村冬樹君） 今言ったのは、ちょっと極端な例なのかなというふ  
うに思いますけど、要するにどのぐらいの収入から対象となっているという  
ことも、最低どのぐらいというのはわかりますでしょうか。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 今回、被扶養者の減免の対象になっている  
方の個別の収入を確認しましたところ、一番少ない方で286万円であったと  
いうことでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

討議すべきことはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、議員間討議は省略をいたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

この条例の一部改正は、被用者保険の被保険者本人が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者に係る保険税について、資格の取得日の属する月から当分の間、後期高齢者医療制度の保険税の減免措置を実施していますが、後期高齢者医療制度における応益割に係る保険料軽減措置については、2019年度以降、資格取得日の属する月以後、2年を経過する月までの間に限り実施することとされていることから、国民健康保険においても同様の見直しを行うという改正であるというふうに思います。

議案質疑の中で、この措置が予算措置によるものであること、また2年経過後の国保税の負担増の額が2万7,200円、この人数が36人、1万5,900円という方が3人ということで、一定の負担増になるというふうに思います。さらには、対象となる世帯の年収が286万円以上ということで、一定の所得があるということも明らかになってきています。さらには、周知の方法について、個別通知を強化していくというようなことで答弁がありました。

対象となる世帯の収入、年収については、一定額以上であるということは理解できますが、負担増の額については、後期高齢者医療制度における負担増よりもやはり大きな負担増になるのではないかとというふうに思います。そういった点で、対象となる方には、重い負担増と言えるかどうかわかりませんが、一定の負担増であるということ間違いのないこととあります。そういった点で、年金額が相次いで減少しているような状況がありますし、物価の上昇、消費税の増税など、こういったことを考慮しますと、この負担増を認めていくことはできないというふうに思います。

以上の理由により、この議案第12号については反対させていただきます。

◎委員（関戸郁文君） 議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の立場で討論いたします。

旧被扶養者減免は、後期高齢者医療制度が創設されたため、これまで保険

料を負担していなかった被扶養者の実情を考慮して、国の予算措置により軽減されてきました。また、この規則では、5割軽減を資格取得した後2年間軽減することとしていたが、さらに特例として期間を定めず軽減期間を延ばしてきたところだと思います。岩倉市の国民健康保険税においても、この旧被扶養者減免を後期高齢者医療制度と同じく、期間を定めず5割軽減を実施してきたわけです。

後期高齢者医療において、世代間、世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成31年4月以降、後期高齢者医療保険を規則のとおり、資格取得日の後2年間に限定されることとなったわけです。この改正を踏まえて、国民健康保険税においても、後期高齢者医療保険料と同様に、資格取得日から2年間に限り5割軽減を実施するものでありますと。

以上のとおり、この一部改正は、世代間、世代内の負担の公平を図るものであり、2年間の軽減期間も持っているということで妥当な改正と判断し、議案第12号について賛成といたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 討論を終結し、採決に入ります。

議案第12号「岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第12号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第13号「岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 第14条の改正で、建物附属設備、または物品というのをセンターの施設、設備、備品等に改正しております。この意味をもう少し詳しく説明してください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 14条の改正の意味をということでございました。こちらのほうにつきましては、他の条例等との表現の統一を図るという意味におきまして、施設、設備、備品等という語句に改めさせていただき、内容的には、基本的には変わることはないというふうに考えております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 第16条の關係の改正についてお聞かせいただきたいと思いますが、第16条の2号にセンターの利用の許可等に関する業務というものを追加して、あと号をずらしていくという形の改正であります。このセンターの利用の許可等に関する業務というのはどういった内容なのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 利用されたい方から利用の申請をいただきまして、その利用内容等を確認させていただいた後、合致している要件  
（音声欠落）

以上です。

◎委員（木村冬樹君） どのくらいの期間がちょっとわかりませんが、不許可としたものというのは、これまであったのでしょうか。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 不許可としたものは、今のところございません。相談の結果、許可するといったものはございます。

◎委員（木村冬樹君） やはり判断に迷った場合は、市と相談してというふうになるという判断なんですけど、しっかりした決まりがないような感じがして、社会教育法に書かれているということでもありますけど、そういった手順も含めて、きちんとマニュアル化されているということで確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） マニュアルといった明文化されたものはございませんけれども、生涯学習センター指定管理者と連絡等を密にとって、その辺の判断はさせていただいておるということでございます。実際に、申請の中では読み切れない部分というのがあります。ですから、実際の利用を見てみないと判断できないというものも実際にあります。それを確認させていただくということも実際にはあります。実際にその現場を確認させていただいた上で、許可内容と相違があれば中止を求めるといようなことも可能性としてはあります。今までにはないと聞いておりますが、そういった形で対応をさせていただいております。

◎委員（堀 巖君） これまでも、センターの利用の許可等に関する業務は指定管理者がやっていたのではないのでしょうか。なぜこの時期にこれをつけ加えるのかがちょっと意味がわからないので教えてください。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 確かに今までも、許可業務については指定管理者が行っておりました。今回、これをつけ加えたのは、ほかの条例との統一というよう

な意味合いで、ほかのところでは利用の許可ということが含まれておりましたので、今回こちらのほうにも記述させていただいたということでもあります。

◎委員（堀 巖君） 許可等の「等」というのは、何が入りますか。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 許可等には、許可、不許可、取り消しが「等」に当たります。

◎委員（堀 巖君） 生涯学習センターは利用料金制度をとっている施設でしょうか。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 使用料なので、料金利用制度は使っておりません。

◎委員（堀 巖君） となると、一般的に減免申請であるとかいうものについては、指定管理者ができないということになってはいますが、その点について確認をさせてください。

◎生涯学習課統括主査（井上佳奈君） 減免につきましては、指定管理者ではできず、市長が認める者という規定であります。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議ですが、討議すべきことはございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、議員間討議は省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第13号「岩倉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第13号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号「岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回、休館日について、以前の議会で一度議論になったような形ではありますが、そのもとで水曜日と木曜日にするというような形で条例に加えるという形になっています。そのときの議論でも少しありましたけど、平日の利用の実態と、この2日間休むということについて何か支障になるようなことはないということで確認をさせていただいていいかどうか、こういった点についてお聞かせください。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 希望の家の平成29年度の実績から見てみますと、まず宿泊の利用は69件でした。そのうち、平日、月曜日から金曜日の利用については31件で、全体の比率ですると45%で、そのうち水曜日、木曜日の宿泊というのは8件ございました。

研修会議での利用としますと、全体で利用は1,212件ございました。こちらの件数のカウントとしましては、貸し館の部屋が全部で5室ありまして、1日当たり3つの区切り、3こまございますので、年間の利用にしますと、全室年間利用されると4,725こまあるうちの1,212件でした。これらのうち、平日、月曜日から金曜日の利用というのは557件、そのうち水曜日、木曜日の利用というのは103件ございましたということで、水曜日については現在は基本的には休館日にさせていただいて、そこが休日に当たる場合には営業するということと、夏休みの期間中は水曜日も現在は開いているというところで、一部、水曜日、木曜日の利用というものはあるんですけども、全体の比率としてはやはり少ないということです。

また、木曜日の利用、定例的に利用している団体というのがあれば、そこは問題になるのかなあというところでしたけれども、今のところ、あるのが陶芸をされる団体、岩倉焼き物を楽しむ会というところが木曜日の利用というのが定例的にされているんですけども、そちらのほうには事前にお話を伺って、スケジュールを調整すれば支障はないというふうにお話をいただいております。また、ほかにも、利用者会議の中でもお話をさせていただいて、そこでも御了承をいただいているというふうな形です。

◎委員（堀 巖君） 水曜日、木曜日の利用だけをちょっと言われたんで、月曜日から金曜日までの、休みが今水曜日なので、月、火、金の数字もあわせてお願いします。

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） 宿泊の利用ですと、月曜日から金曜日までで31件でしたので、そのうち水・木が8件でしたので、引くと23件です。

〔「曜日ごとで」と呼ぶ者あり〕

◎子育て支援課統括主査（佐久間喜代彦君） ごめんなさい。ちょっと曜日ごとの資料は今持っておりません。済みません。

◎委員（堀 巖君） まあいいです。

要は、少ないところを定休日にしていくということをルール化するとなると、やっぱりほかの曜日がどうなのかというところが気になる場所なんですよね。だから、全ての公の施設、利用が少ないとどんどん休館日になっていくのか、まずその点はどうでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 申しわけございません。他の施設というのは市の全部の他の施設という意味でございませうか。

現在のところ、特にこれ以上、ほかの施設でもわざわざ利用状況を見て、休館日をふやすというところは考えておりません。地域交流センターが火曜日、希望の家が水曜日というところで、平日の休みがあるのは、子育て支援課のところでは今その施設かなあというところではございませう。希望の家につきましては、再配置計画のところでもございませうように、平日全体を通じてももとの利用率が二十数%という中で、指定管理者を新たに選定するに当たり、選択と集中というわけではないんですが、より効率のよい運営をしていただくという意味の中で、水曜日との連日のところにはなります一番利用の、確かに率も少なかったということにはなるんですが、木曜日のほうをさせていただいたということではございませう。

◎委員（堀 巖君） 公の施設は、多額の費用をかけて整備した市民の財産であります。利用者の意見を聞いて調整を凶ったというふうには言われませうけれども、利用者は全市民なわけでは、やはり幅広く意見を聞いて決めるべきだと思われし、木曜日で施設の利用率が低ければやっぱり営業をかけたとか、いろんな活性化させる、使ってもらって何ぼのものなので、そういった取り組みなんかはどのようにこれまでされてきたんではございませうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） （音声欠落）

◎委員（宮川 隆君） （音声欠落）

24時間制を12時間制に変更しますよね。感覚的に時間を明確にしなければいけないような職種においては、やっぱり24時間制が現存としてあるというふうには思っています。今回、12時間制に変えるメリットというのはどこにあるわけなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） メリットと言われませうとあれですけれど、今回、例規にこの条例を改正させていただきに当たりまして、24時間制で表記しているものが実はほかにはなくて、この条例の

みが市で24時間制だったものですから、そこはちょっと例規の中での統一を図るという意味で12時間制の表現を使わせていただいた次第でございます。

◎委員（宮川 隆君） ということは、一般的な市民の感覚が24時間よりも12時間制のほうがなじみがあるという意味合いではなくて、条例制定上、自分たちの都合に合わせて12時間だというふうに捉えてもいいんでしょうか。多分一般的には12時間のほうが感覚的には多いかもしれないんですけども、その辺はどうなんですか。他の条例に合わせてという、そこを強調するとそういうことなのかなと。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） そろえることが自分たちの都合かと言われてしまうと、そこは、やはり先ほど来、他とのバランスを欠くと、またそこだけ何だということも今まで出ておりましたので、確かに今回の改正でも午後0時30分という表記を使わせていただいております。ここが12時30分のほうがのみ込みがしやすいんじゃないかということもございましたが、やはり午前・午後とはっきり書いてあったほうがむしろわかりやすいのではないかという判断もしているところでございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） 13条の4項中云々とあるんですけど、「準用するものとする」を「準用する」に改めると。一番下段に、同条中、市長とあるのは指定管理者と読みかえると書いてあるんですね。13条というのは、利用料金の規定が定めてあるということなんですけれども、市長が決めるものを指定管理者が決めるという感覚で捉えちゃうんですけど、そういうことなんですか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 希望の家につきましては、利用料金制をとらせていただいております。先ほど生涯学習センターのところで、使用料の場合は、減免につきましては市長がやるものだというところではございますが、利用料金に関しましては、指定管理にする場合には指定管理者のほうで決定等ができるというところがございます。その中で、今までは使用料のやり方を準用するとしか書いてなかったものですから、今回、使用料と利用料のやり方をしっかり見直す際に、ここはきちんと利用料金に関しましては指定管理者ができるというところを明記させていただいた次第でございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということは、基本料金は決まっていて、それを上げたり下げたりというのは指定管理者ができるという解釈なんですか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 市が定める上限

がございまして、それを超えない範囲では指定管理者が定められるというものでございます。

◎副委員長（鈴木麻住君） 下段のほうに別表第2というのがありまして、これにそれぞれの料金が定めてあると思うんですね。その中に、調理室だとか宿泊室、研修室等の利用料金が定めてあるんですけど、先ほどちょっとお話が出ていました陶芸窯の使用料金が定めていないんですけど、これは今どういうふうな扱いになっているのかお聞きします。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 陶芸窯の利用につきましては、岩倉市希望の家陶芸窯利用実施要綱というのを別途定めさせていただいております。そちらのほうで、もともとあったところに移設をしてきているものですから、その場で外でやっているというところで、館内の施設ではないので、外で別途要綱を設けて、そちらのほうで運用をさせていただいております。

◎副委員長（鈴木麻住君） ということは、その利用料金は、ここの指定管理者が決めたりとか、そういう取り扱いにはなっていないという考え方でしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 陶芸窯も一応利用料という形にはなっておりますが、直接この条例には入ってはおりません。お互い指定管理者と市のほうで協議をしているところではございますが、料金はこの要綱の料金でお願いをしているところでございます。

◎委員（堀 巖君） 休館日なんですけれども、7分の6であった営業日が7分の5になるということが軽易なものなんでしょうか。私は、市民にとって、市民の使えるのが使えなくなるということになるわけですから、これは市民の権利を制限するものに当たるといふふうに考えますが、市民参加条例には、その場合は2つの手法をとって市民参加をしなければならないといふふうに決められています。その市民参加について、水曜日を水・木に変えることについてどのようにお考えなんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 決して軽んじているわけではございませんが、施設の管理者としての運用をしていく中で、効率よい運営をしていくためというところでの判断をさせていただいております。ということで、確かに一番少ないパーセントとはいえ、今、使用が妨げられるところがあるという御意見もございしますが、確かに使用状況を勘案した上で、利用者にもこういった事情を説明をさせていただいた中での判断をとらせていただいております。軽易というわけではございませんが、市民参加条例に当たるところまでは至らない中で、規則のほうで改正をさせていた

だいているというところでございます。

◎委員（堀 巖君） ということは、市民参加条例には、この変更は市民には影響を与えるけれども、軽易なものとして市民参加条例の規定は適用しないというお考えでよろしいでしょうか。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） ちょっと軽易の条文に合っているかどうかはわかりませんが、市民参加の手続をとるまでの必要性は感じなかったと。ただ、市民参加といいますのは、先ほど言いましたように、利用者の会議とかの声は聞いておりますし、その前に頻繁に利用する団体の話は聞いております。この希望の家の特殊性が、ほかの施設とは違って、必ず許可をした人しか使えない施設になっています。ほかの施設だと、施設の一部を占有しようとする場合には許可が必要なんですけれども、希望の家は必ず許可制の施設になっているものですから、そういう意味でなかなか利用も上がっていかないんですけれども、そういう意味で今回は市民参加の2つの手続まできっちりとしたものは実施しておりません。

◎委員（堀 巖君） 必ず許可制で使いづらいというところで利用件数が少ないというのは、内部で改善できた話であって、今回の現利用者だけに意見を聞いて進めるというところが、さっきの保育園と同じだと思うんです。将来的に使うかもしれない、使いたいという気持ちを潜在的に持っている人たちも市民として現存しているわけですから、やはり実際の利用者だけではなくて、できるだけ幅広く意見を聞いて決めていくというのが市民参加条例をつくった、縛っておいた趣旨ではないでしょうか。なので、この水曜日、木曜日にするというところの2つ以上の複数の手続を踏まないという点については、ちょっと意識が薄かったのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 希望の家の休館日をふやすことに関しましては、先ほど来ずっと申し上げておりますように、利用者の状況、また利用者会議、その曜日に利用している人等は確認をさせていただきながら、御説明をさせていただいているというところでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。次に、議員間討議に入ります。

討議するべきことはありますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君）　じゃあ議員間討議を省略し、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

◎委員（堀　　巖君）　議案第14号「岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

休館日を1日ふやすことは、市民にとって決して軽易な変更ではありません。市民参加条例の規定があるにもかかわらず、その手続を踏まずに、今回は条例という形で市民に周知されるわけですけれども、その変更の経緯について不透明な点が多いため、この議案については反対といたします。

◎委員（関戸郁文君）　議案第14号「岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の立場で討論いたします。

当局の説明ですと、十分に利用者の意見をよく聞いて、それで木曜日を休館日にしたということでございます。よって、よく聞いていないというところには当てはまらないというふうに考えますので、賛成といたします。

◎委員長（鬼頭博和君）　討論を終結し、採決に入ります。

議案第14号「岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君）　挙手多数であります。

採決の結果、議案第14号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第15号「岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君）　質疑がないようですので、質疑を終結します。

次に、議員間討議を省略し、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君）　討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第15号「岩倉市総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第15号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号「岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） 改めてお伺いします。

このふれあいセンターの休館日は、なぜ日曜日、土曜日なんですか。

◎福祉課長（富 邦也君） 定めには、土・日等、休館日の定めをさせていただいておりますが、理由としてはありませんが、福祉団体等、登録団体等社会福祉協議会のほうでされているところが平日に施設の利用をさせていただいておりますので、そういった利用のところが平日にしておりますが、公共の福祉の点からいっても、土・日の休日等の利用がしたい場合は、市長が特別に認めるときということで、土・日等の開放はしております。

◎委員（堀 巖君） 他の公の施設の方向性としては、ボランティアのサークルであるとか、いろんな市民団体が、さっき土・日は特別と認めるときは使っていただくというのを聞いたんですけれども、基本的に土・日って使いどきというか市民が利用したい日で、実際のほかの施設の平日と土・日の稼働率を見ると、やはり土・日なんではないでしょうか。そういったのを基本的な休館日として定めるというところにちょっと、今さらですけれども、首をかしげるんですけれども、利用状況はどうなっていますかね。

◎福祉課長（富 邦也君） 大まかな利用状況になりますが、土・日に関しましては、大体5割ほど利用されていることが多いです。平日の夜間についても6割ほど使われていますので、週に2回か3回は利用されている状況です。

◎委員（堀 巖君） ちょっと説明がよくわかりません。5割というのは、土・日は特別な理由があるときだけ使っていただいているというさっきの説明だったんですけれども、ほとんどの土・日が使われているんですか、まず。

◎福祉課長（富 邦也君） 社会福祉の登録団体等、そういったところから申請がありますと、例えば平日のほうで利用時間がなかったということで、あと総会等ありますので、そういったときの申請が、週に土・日が2日間あ

りますので、その間1日、1回あたりですけど、大体平均どちらかは使われているということになります。

◎委員（堀 巖君） それは常態的に使われているということではないですか。

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩します。  
（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

◎福祉課長（富 邦也君） 常態的というふうな答えになるかわかりませんが、現在、主に土・日で使われている団体としましては、水辺を守る会とか、民謡クラブとか、あと民生委員さんの会合、またあとしらゆり会、そういったところが土・日のときに、毎週ではありませんけど、使われている状況であります。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしかったですか。  
〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。  
次に、議員間討議に入ります。

討議ございますか。

◎委員（堀 巖君） 突発的に聞いてしまって申しわけなくて、条例化するときに、そこら辺のことを考えませんでしたか。やっぱり実態に合わせて休館日ってあると思うし、一般市民からすると、ふれあいセンターが土・日が休館日なんていう意識はないんじゃないかなというふうに思うんです。使われ方も聞いてそうだし、だからこの際、休館日はほかの施設と同じように年中無休、年末年始だけはというふうにされたらどうなんですか。議員間討議なので、議員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

◎副委員長（鈴木麻住君） 確かに、区の会議だとか、あそこは非常に便利なんですよ。新柳区なんかは会館がないのでよく使っています、土・日、特にね。私もそういう会議に出席しているんですけど、そのときに管理されているのは、1階にあるシルバーが窓口になって、会館を土・日は管理しているということなので。あと、予約するときに、土・日があいていないので施設の予約ができないんですよ。そういう問題もたしかあって、いろんな問題があるなと今ちょっと、全然僕は気がついていなかったんですけど、その辺もちょっとやっぱり考えなきゃいけないのかなあというふうに、非常に利用率が高いんですよ、土・日も、祭日もね。ちょっと思いますね。

◎委員（宮川 隆君） 土・日5割の利用率というのは、確かに高いのかなあというふうに認識はしています。ただ、これはタイミングの問題もあって、

指定管理って一定の契約行為ですので、だから今この場で変えるべきだといっても相手があるのかなと。ですから、本来であれば、条例改正に当たって、そういうことも考慮すべきだったと思うんですけども、今後の課題として話し合っていたとこの前提で、今すぐ結論に導くというのは難しいのかなというふうには思っています。

◎委員（堀 巖君） でしたら、附帯決議か何かをつけるという方向ではいかがでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 附帯決議をつけて、年中無休にして……。

◎委員（堀 巖君） 違う違う。将来の見直しを。

◎委員（宮川 隆君） 見直しをね、念頭に置いてという意味合いでいえば、ありなのかなとは思いますが。

◎委員（関戸郁文君） 今、土・日の話だと思うんですけども、それを何か検討するというだけと言ったらおかしいんですけど、さしたる理由はないとおっしゃられましたけど、何か理由はあるはずだと思うんですね、土・日が休みだという過去の経緯とかが。そういうところをちょっとよく聞いてからのほうがいいと思うんですけど、いかがですか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 発言する場合は、挙手をして発言してください。

◎委員（木村冬樹君） 指定管理者の関係もありますし、確かに土・日の利用が高いということはきょう明らかになっているわけで、何らかの考え方をまとめていくことは必要だけど、やはりそういうところも含めて考えると、もうちょっと時間的にも必要だし、ここで附帯決議つけるのもどうなのかなというふうに思うことも少し考えますので、とりあえずこれを採決した上で、今の意見を執行機関側もお聞きになっていますので、そこでちょっと少し話し合いをしてもらうということはどうでしょうかね。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に御意見ございませんか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、議員間討議を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第16号「岩倉市ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第16号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第17号「岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 地域交流センターの設置、管理条例の一部改正ということで、非常に関連のあるところで、児童館だとか、あるいは放課後児童クラブ施設というのが新しくできてというところで、ここも一定利用目的に合致すれば、いろいろな利用ができるというふうに思っておりますが、こういったところの設置及び管理に関する条例の一部改正についてはどのように考えているのか、児童館、放課後児童クラブ施設についてはどのように考えているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長（西井上 剛君） 今、現状、児童館と放課後児童クラブは、放課後児童クラブにつきましては五条川の放課後児童クラブでございますが、特に児童館につきましても貸し出し等は行っているところではございますが、現在は正規職員、直営でやっているところがございます。今回の一連の改正の指定管理者による管理が規定されている公の施設というところで申し上げますと、児童館に関しては直営で実施しておるというところで、今回改正は行っておりません。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

討議すべきことはございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、議員間討議を省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第17号「岩倉市地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第17号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号「岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議も省略をいたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第19号「岩倉市遺児手当支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第19号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 1点だけ。

これまで7月更新だった受給者証が9月更新になるという本会議の答弁があったというふうに思いますが、現在のものの更新というのは、この条例の改正によってどのように平成31年度では更新となるのかという点についてお

聞かせいただきたいと思います。

◎市民窓口課長（近藤玲子君） 現在の更新については、これまでと同様に、更新の手続は6月から始まります。6月から始まりまして、有効期限のほうは8月1日から、所得制限の関係になります。引き続き受けられる方については、来年度の10月31日までの有効期限とさせていただくということで、手続については、例年どおりのスケジュールで実施をさせていただいて、受給者証の更新期間が延びるという形になります。所得制限により受けられなくなってしまう方については、今年度の8月から10月31日までの期限のものを交付させていただくと、そのような形になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議なしでよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 議員間討議は省略し、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。議案第20号「岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第20号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第21号「岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） ここも休館日が日曜日なんです。この理由は何なんでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）

日曜日の休館日の理由につきましてですが、利用対象者が60歳以上の方とい

うことで、高齢者の方、あるいはサークルで利用している方たちの年齢を考えまして日曜日は休館日としています。はっきりとした明確な回答ではありませんが、そのような考えであります。

◎委員（堀 巖君） 明確な回答でないとと言われると困るんですけど、60歳以上の方が対象者であると、どうして日曜日なんですか。実際、やっぱりさっきも言いましたように、日曜日というのは書き入れどきとか、皆さんが休みの方が多いので、60歳以上の方については仕事を持たれていない方が多いという意味で、平日と余り変わりがない特定の一日の日曜日という意味なのか。もし、日曜日にオープンすると多くなるのではないかなという予測を私個人としてはしているんですが、そういった予測は立たないという見解なんですか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（原 咲子君）  
今までのさくらの家の利用状況を見てみますと、年に1回ですけれども、休館日である日曜日に敬老事業として臨時開館をしております。それ以外に、このさくらの家を利用している方から、日曜日の利用についてもっとやってほしいということは長寿介護課のほうには入っておりません。そのまま休館日を日曜日ということで続けております。

◎委員（堀 巖君） 積極的に声が上がっていないということはわかりましたが、一回利用者アンケートをとっていただいたり、方向性として使っていただける日が、本当に日曜日にあければ使うという意思表示がされるのであれば、利用日の少ない平日を休館日にするとかいうことも必要だと思うので、これはお願いします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

討議すべきことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討議はないようです。議員間討議は省略いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第21号「岩倉市多世代交流センターの設置及び管理に関する条例の一

部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第21号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 今回の低所得者の保険料軽減の強化ということにつきましては、消費税を財源とした公費の投入によって行うことであります。

それで、附則の執行期日につきましては、これはどのような考えなのかという点について、ちょっと説明をしていただきたいというふうに思います。

◎長寿介護課主幹（中野高歳君） 第1号の保険料の軽減につきましては、介護保険法施行令の一部改正を根拠に実施をされるものということで、現在、その公布日が年度末とされておりますが、具体的な日付がまだ未定となっております。このことから、3月議会開会中に公布されないことも考えられますので、条例の施行日につきましては、事業を円滑に進めるために、政令の公布を待つて規則で定めたいと考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議でございますでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） 議員間討議は省略し、議案に対する討論に入ります。

討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第22号「岩倉市介護保険条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第22号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号「岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） 去る3月4日月曜日の本会議におきまして、堀委員から学習等共同利用施設の利用状況がわかる資料の提出を要請いただきましたので、A4の両面刷りの資料を事前にお手元のほうに配付させていただきました。

なお、昨日の委員会の議案にもありました地域集会所についても、ほぼ同様の施設ということもございまして、昨日の委員会でも同じ資料を提出させていただいてございます。御参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（堀 巖君） まず、学習等共同利用施設の利用者の範囲なんですけれども、条例では地域住民であるとか地域組織活動の育成及び助長を図るというような表現がされておりますので、具体的に言うと、例えば神野会館であったら神野町だけの住民が使えるのか、その周辺のどこまでを地域住民というふうに考えてみえるんでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君） その地域を中心とした地域というふうに考えております。具体的にどこまでというふうには規定してございません。

◎委員（堀 巖君） そのとおりだというふうに思います。

次に、本会議の答弁で、この学習等共同利用施設というのは、当初から指定管理者に委ねることを前提とした公の施設だということで、その理由をもって、ほかの公の施設と違う、今回でいうと、利用時間とか休館日の変更については、他の公共施設では教育委員会、市長の承認を受けてという文言が入っているんですけど、ここは入っていない理由として、さっきの当初から指定管理者に委ねることを前提としたというのが、たしか部長答弁だったかな、というような答弁があったんですけれども、その確認を再度いたします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 当初からというのはちょっとあれなんですけれども、この条例規則をつくった平成18年度から、この条例の第4条のところに、施設の管理を法に規定する指定管理者に行わせるものとする

というのが明確にされておりました、ほかの施設だと、できるものとするというふうになっているんですけど、この学共（学習等共同利用施設）と地域集会所だけはそれが前提ということの条例になっております。

◎委員（堀 巖君） たまたまこの施設の指定管理者は任意指定ということで、地元の行政区を指定管理者として任意指定しているわけですが、そのことが先ほどの第4条の2や第4条の3というところの休館日を設けることができるの前に、教育委員会の承認を受けてというのが必要ないという解釈も一部では、推測ですけども、成り立つんですけど、その推測は当たらないというのか、ただ単に当初からこういっているからというので、このまま来たというのか、その説明をお願いしたいというふうに思います。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） おっしゃるとおり、自治法の規定により、施設の目的を効果的に達する必要があると認める場合は、指定管理者にも委ねられるということですので、この設置目的が先ほどおっしゃっていただいた地域組織活動の育成及び助長を図るために施設を設置するという目的で設置しておりますので、この場合において指定管理者に権限を移譲するのが施設の効果を発揮するのにふさわしいというふうに判断したところでありますので、利用時間、休館日についても指定管理者の判断に委ねるとい判断をしているところだと思います。あえて市長、教育委員会の許可を得てというところは規定をしていないという判断だというふうに認識しております。

◎委員（堀 巖君） 次に、利用時間なんですけれども、昨日の総務のほうの委員会でも話題になりました。この午前8時から午後10時までという時間帯について、過去からこうなっていたからだというふうに思うんですけども、きのうの議論の中では、実際の区長さんに意見を聞いて、これでいいよということがあったということも聞きました。ただ、区長は毎年かわりますし、僕が区長さんだったら困ると思うんです。つまり、利用時間が8時からと決まっているので、一般の市民、地域の住民、自分のところの区ではない市民も来るわけですよ。そこが使わせてくれと言ったら、使わせなきゃいなくなるわけで、10時まで借りられて、やっぱりそれを後片づけとか、クレーターのチェックだとか10時半になっちゃうということが予想されるわけで、そういうことも加味して、他の公共施設というのは9時から9時半というのが基本で、時には行事によっては早くからというのは例外中の例外として認めていくということはあるんでしょうけど、基本時間というのはやっぱりそういうふうにしておいたほうがいいのかというふうに私は思いますが、当局はこの8時から午後10時で、今までずうっと、これまで区長さんからの苦

情もないという認識でよかったのでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君）　今までに、この時間についての御意見を賜ったことはございません。確かに1年ごとにかかわられる区もございますけれども、今回も丁寧に説明させていただきましたが、特にこの点についての御意見をいただくということはありませんでした。

◎委員（堀　　巖君）　実際、この利用状況の一覧表をもらったんですけど、これだと時間ごとのがさっぱりわかりません。基本的に、指定管理者であろうとも、使用の申請、許可という行為はしているわけで、申請書には利用時間が入っているはずですが、それを集計してデータ化する、それをもとに議論するということが必要だというふうに私は考えますが、そういうデータはもらえないのでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君）　指定管理者から提出してもらっている資料としては、時間帯までが記述されてございませんで、月ごとの部屋ごとの利用の統計資料を報告としていただいている関係で、今回、どの時間にどのような利用がというところまでを把握することができませんでした。

◎副委員長（鈴木麻住君）　参考までに、いろんな会館があると思うんですけども、それぞれの区が管理していて、区長が必要と認めたら利用時間だとか休館日を変更することができるという解釈でいいかなと思うんですけど、そうするとそれぞれ会館でばらばら、利用時間も8時から10時となっていますけど、そのときの区長が9時から9時半だよとか決めてしまえば、それは市長の承諾も得なくていいわけですし、教育長の承諾も得なくていいということになると、もうそのぐらい自由な緩い規定だよということなんのでしょうか。

◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼図書館長兼生涯学習センター長（竹井鉄次君）　緩いというか、一応これが決まりとして、今までも規則で規定はされておったわけですし、一定の定めにはなっていたと思います。ただ、利用の性格上、毎日朝8時にあけているかというのと、それもなかったのかなあと。これは想像でしかないのでもよくはないですけども、毎回8時から10時まで利用者がびっしり詰まっているというような状況であるというふうには私も認識はしておりませんので。ただ、裁量によって、本当に自由にどんどん変えていいという意味合いのものではないというふうに考えます。

◎副委員長（鈴木麻住君）　現実問題として、大上市場会館の場合は5区で管理していると。区長が持ち回りでかわっていくんですね。私の西市の区長

とか新柳の区長さんなんかは、もうあそこを管理するのが大変だと。10時まで会議で使われて、その後、確認に行つて、戸締まりを見てということになると非常に大変だという話をもう昔から聞いているんですね、私もそういう経験しましたので。ということは、それをもうちょっと緩く考えれば、一応規定としては8時から10時だと。だけど、そういう利用状況を鑑みて、9時半に閉めて10時まで確認するというような運用をしても別に差し支えないと。届け出す必要もないしということで解釈すればいいんですかね、運用として。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） ここは、あくまで利用時間というふうにしているものですから、開館時間というふうではなくて、ここの施設も利用がないと使わない施設ですので、現実として申し込みがなければ一日閉まっているときもあるというふうに認識しています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結し、議員間討議に入ります。

議員間討議はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、議員間討議を終結いたします。

〔「休憩させてください」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

◎委員（堀 巖君） 議案第23号、岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する修正動議を提出したいと思ひます。

◎委員長（鬼頭博和君） 動議は成立いたします。

お諮りします。

修正の動議を配付する間、暫時休憩したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

よつて、休憩いたします。休憩を少し長目にとりたいと思ひますので、10分ということので3時15分から再開いたします。それまで休憩いたします。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

提出者の修正案の説明を求めます。

◎委員（堀 巖君） この学習等共同利用施設自体、指定管理者に委ねることを前提とした公の施設であるため、他の条例と違い、教育委員会の承認を受けずに指定管理者の裁量で利用時間や休館日を自由に変更してよいというふうな説明でありました。果たしてそうでしょうか。では、なぜ他の指定管理者制度を選択した公の施設というのは、市長や教育長の承認が必要なんでしょうか。なぜ、指定管理者に委ねることを前提とした施設は承認が必要なのか。これを考えると、たまたま今は行政区、区長さんに任意指定しているということで、多分そこでそんたくが働いているように思います。ほかの生涯学習センターにしても、総合体育文化センターにしても、この施設にしても、市民が条例及び規則に基づいて利用できる施設である点には何ら理屈的、理論的には変わりはありません。やっぱり違いは利用する市民の範囲、先ほどもちょっと質問しましたが、範囲だと思います。生涯学習センターや総合体育文化センターの利用者というのは全市民であるのに対し、学習等共同利用施設は地域住民だという説明です。条例では、航空機騒音に係る環境対策地域住民の福祉を増進するとともに、その地域組織活動の育成及び助長を図るため、施設を設置すると規定されています。

先ほど質疑の中でわかったように、地域組織とか地域住民とはどこまでの地域を指すかというのは、具体的にはその範囲は定まっていません。よって、全市民を対象とした施設と地域住民と、何分の1かは利用者は変わるであろうけれども、その性質には何ら変わりはありません。やはり、この違いというのを説明しようと思うと、先ほども申し上げましたように、ほかのところでは公募で指定管理者を選んでいる。ここは行政区に委任している。その点の違いでしかないわけですが、つまり公募による法人とか任意の団体のときは、市長等の承認を受けないと利用時間や休館日の変更はできないというふうに規定されていますけど、行政区だと、その変更の裁量権を承認なしに与えているということにやっぱりなっているのが現状です。

私は他市町の規定を調べました。江南市さんは、コミュニティセンターという地域の施設なんですけれども、ここも全て最初から指定管理者に委ねることを前提とした施設の条例規則を調べると、江南市さんは市長の承認を得て、休館日を変更することができるとなっています。小牧市さんも、小牧市歴史館というのが最初から指定管理者を前提とした施設なんですけれども、ここでも休館日については、市長が特に必要と認めるときはということが入

っていますし、名古屋市さんについても同様に、ここは市長と協議して定めるという表現になっています。一宮市さんについても、教育委員会の承認を得て、休場日を変更するというような規定になっています。つまり、基本的に区長さんが相手なので、実務的には前もって、こういった場合は承認するというふうに、市長としても、教育委員会としてもそれを認めるというのを一筆かましておく、市や教育委員会が何も知らずに変更がされているということがないように、きちんと条例上に決めておくというのが必要ですし、他の指定管理者に委ねた。結果的に二者択一で委ねた施設と差異があってはならないというのが理屈だと思います。他市もそういうふうにやっているというのは、そういうところが理屈なんだというふうに私は解釈して、この修正を提出しました。以上です。

◎委員長（鬼頭博和君） 説明が終わりました。

お諮りします。

精読のため、5分間休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認めます。

よって、休憩いたします。5分間ということで。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開いたします。

修正案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（関戸郁文君） 今、堀委員の説明を受けたわけですが、ちょっと非常にわかりづらくて、なぜ教育委員会の承認を受けなきゃいけないのかというところがちょっと理解しづらい。なぜかというのと、今の状態で何かすごく大きな課題があって、物すごく問題があるというわけでもないし、教育委員会の承認を入れると、何か地元の管理者がすごい管理しやすくなるとか、地元の人たちが利用しやすくなるという感じも余り感じないので、何かちょっとわかりづらいんですけど、もう一回ちょっと教えていただけませんか。

◎委員（堀 巖君） ちょっと観点がずれていると思います。じゃあ逆に質問しますが、なぜほかの施設というのは、指定管理者に委ねた場合に承認が必要だというふうに思われますか。

〔発言する者あり〕

◎委員（堀 巖君） 地域が困っていないからこのままでいいという理屈で言われたように聞き取れるんですけども、そういう観点から修正をかけるわけではなくて、同じ指定管理者同士、それがたとえ法人であろうと、行

政区であろうと、その違いは何もないわけです。市が感知しないところで変わっていくことは避けなければならないというのが主なところですが、逆にお聞きするのが、なぜそうなっているのかというところについて、私はわからなかった。

◎委員（関戸郁文君） 理屈はわかりました。

ごめんなさいね。今回は区長さんになっちゃうんだけど、今現在が区長さんに、別になるかもしれないということをおっしゃられていますが、今現在の状態で、何か勝手に教育委員会の承認を受けずに状況を変えるというのがちょっと想定しづらいもんで質問したわけで、ほかのものとの整合性がとれないというのは何となくわかるんですけど、じゃあこれをわざわざ変えるというのがちょっとまだ納得していないところです。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はないですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議員間討議に入ります。

発言する議員は挙手をお願いいたします。

〔「私どもは発言できないんですよ」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） そうですね。議員間討議ですので、申しわけないですが。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

議員間討議の途中でございますので、議員間討議、特になければ終結させていただきますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ議員間討議を終結いたします。

◎委員（堀 巖君） 議案第23号に対する修正動議を提出しましたが、内容も間違っていること、さらに昨日の総務の議論との歩調を合わせることも必要だという指摘もいただきまして、取り下げをしたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、今、修正動議のほうは取り下げということになりましたので、教育こども未来部長から一言御挨拶をお願いします。

◎教育こども未来部長（長谷川 忍君） 休憩中ではありましたが、市民

共有の財産だと思っておりますので、今回、条例の一斉改正に当たりましては十分議論したつもりですけど、今後もこれまでと同じというふうではなく、施設のあり方は見直していきたいと思えますし、その際には議員の皆さんの意見も十分に聞いてまいりたいというふうに思えます。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、修正案については取り下げということで、本案の討論のほうに入りたいと思えますが、本案についての討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第23号「岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第23号は全員賛成より原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、陳情第2号「保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは質疑はないようですので、本陳情の取り扱いについてどのようにさせていただきますでしょうか。

◎委員（宮川 隆君） 各委員のもとでちゃんと勉強して、今後の審査に役立てていただければいいかなと思えますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

それでは、各委員が見識を広めるということで、聞きおくということでもよろしく願いをいたします。

続いて、陳情第3号「奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書」を議題といたします。

質疑はございますでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） これも、先ほどの陳情と同等、岩倉市は森林、奥山等もございませんので、各議員が研究して研さんを広めるということで、聞きおくでいいと思えます。

◎委員（木村冬樹君） 森林環境税について、今、国会で法案が審議されているところだということ、やっぱりもう少し様子を見ながらというふうに思っていますし、この税金の仕組みについて、やはり国会の中でも意見が分かれているというような状況もあるというふうに思っていますので、そういったことも含めて、少し様子を見ながら対応していくということでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑等、御意見ありますか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、今、委員の皆様から意見がありましたように聞きおくということで、各委員において熟読していただきますようお願いをいたします。

続いて、陳情第4号「2019年度国民健康保険料（税）に関する要望」を議題といたします。

何か質疑・御意見ございますでしょうか。

◎委員（木村冬樹君） これは要望ということですが、陳情の形式を満たしているということで、こちらの委員会に送付されたということになります。

それで、要望されている項目につきましては、1については既に市の見解としてこのようにされており、それから、2についても一般質問等から出て、一定の市の見解も出ているということになりますので、この問題についても引き続き検討していく、執行機関側と議論していくということで、今回の要望書については聞きおくということでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしですね。

それでは、聞きおくとして、各委員においてまた研さんをしていただきたいと思います。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認め、そのように決しました。

長時間にわたる審議ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

厚生・文教常任委員会としての政策提案、提言についてということで、これまで委員会等でさまざま議論をしてみいました。今、お配りいたしました要旨、3項目について政策提案ということで議長に提出をしていきたいと思っております。

では、とりあえず内容のほうをもう一度読み上げさせていただきます。

1番、大規模地震に備えた市内小・中学校の体育館におけるガラス破損に対する対策を要望する。

大規模地震が発生した際、岩倉市では5つの小学校が最初の避難所として開設される。学校施設が災害時に地域の避難所として役割を担うためには、まず施設が安全であることが大前提となる。市民との意見交換会を行った際にも、耐震対策はできているのか不安であるといった御意見をいただいた。災害により重大な被害が及ばないように、施設の耐震性、耐火性の確保及び天井、窓ガラス等の非構造部材の耐震対策など必要な安全対策を行い、市民の安全を確保することは大変重要である。非構造部材の中でも特に心配されるのが窓ガラスである。地震によってガラスが破損すると、飛散したガラスによって生徒にけがを負わせたり、避難所としてすぐに開設できない可能性が高まる。財政的なスケジュールを立てて、計画的に体育館のガラス破損に対する対策を要望する。

2. 東小学校の余裕教室を有効利用して、郷土資料室として利用することを要望する。

岩倉市では、これまでさまざまな埋蔵文化財が出土している。また、昨年には、野寄、川合地区に企業誘致するために試掘調査を行ったところ、埋蔵文化財の存在が明らかとなった。今後、多くの埋蔵文化財が出土していけば、展示する場所の確保が難しくなる。公共施設再配置計画の中で示された東小学校の減築という提案については、減築することで多額の費用がかかることや耐震性の面でも不安が残る。建物の複合化や有効利用の面から考えれば、余裕教室を有効活用して、手狭になっている市立図書館3階の郷土資料室を移設し、あわせて埋蔵文化財の展示などができる新たな郷土資料室として開設することが望ましいと考える。また、教育の面においても、学校に通う子どもたちの授業に活用することや、市民の皆様に見ていただける機会もふえることも期待できる。

3. 歯と口腔の健康づくりについて、条例制定に向けた取り組みを要望する。

歯と口腔の健康づくりについては、岩倉市歯科医師会より「歯と口の健康づくり推進条例」制定についての請願をいただき、議会で採択をしたところ

である。岩倉市は、12月1日に健幸都市宣言を行い、誰もがいつまでも、体も心も健康で、いきいきと幸せになれるまちをみんなで作っていくことを目指していくこととなっている。この健幸都市宣言に続く施策として、昨年、春日井市への視察を行い、「歯と口腔の健康づくり推進条例」について調査・研究をしてまいりました。春日井市は、歯の健康と全身の健康には密接な関係があり、歯の健康の低下は、その後の本人の生活の質に深刻な影響を及ぼす可能性があるかと判断し、歯と口腔の健康の施策を充実していくことが市民の健康長寿につながり、市の責務であると考えたため、条例の制定を決定されました。岩倉市においても、市民の健康を啓発し、推進していくために、健幸都市宣言にふさわしい歯と口腔の健康づくり推進条例の制定に向けた取り組みを要望する。以上でございます。

何か御意見あれば伺いますが、特にないですかね。

◎委員（木村冬樹君） ③のほうの文章が、である調とですます調のところがあって、2段目のところがやっぱり「研究してまいりました」というよりも「研究してきた」ぐらいにしておいて、最後の文章も条例の制定を決定されたという形にして、である調に統一するべきだというふうに思います。

◎委員長（鬼頭博和君） 語句の整理という形でよろしいですかね。

◎委員（木村冬樹君） 1のところも、地震のことだけではなく、このガラスの問題はやっぱり台風で割れたということもあるものだから、そういったことが少し反映できるような文章も必要かなというふうに思います。そうすると、表題を考えなきゃいけないものでちょっと大変なんだけど、ちょっとその辺はどうなのか。

◎委員（堀 巖君） きょうの請願第2号のときの議論と絡むんですけれども、地方自治法第125条で、一旦議会として採択したものについて、執行機関へ送付して、その処理の経過の報告を受けるという決議が事情にあると思うんですけど、それと今回の議会で採択をしたところであるというふうにして書いて、それをまた今度は要望という形で持っていく。このことの重みがトーンダウンしちゃっているような気がするんですけど、また要望ですかね。政策提言ではなくて、採択に基づいて、その後、粛々とこの手続に、執行機関に対して行っていくということは、政策提言なのかなという気がするんですけども。

◎委員長（鬼頭博和君） そうですね。

◎委員（木村冬樹君） そうすると、これをなしにして、検討状況がどうなっているのか請求するという行為になってくるのかなあというふうに思うん

だけど、そういうふうのほうがいいかな。これはもう要望ではないと。

◎委員長（鬼頭博和君） ③は取り下げるということで、①と②のみのほうがよろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 自治法の関係、125条ということで、採択した請願については送付されて、その検討結果等の報告を受けるという形になっているものですから、3の要望については削除をして、委員会協議会等でそういう場を設けていくという対応でいかがでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議ございませんか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、政策提案としては、①と②のみということでもよろしいでしょうか。内容に関してもこれでよろしかったでしょうか。ガラスのところですね。

◎委員（木村冬樹君） 今、宮川委員がいいことを言いましたので、①の大規模地震じゃなくて大規模災害に備えたというふうにしていただいて、中身の文章の2段落目のところの「地震によってガラスが破損すると」というところを「地震・台風」とか、そういうような形にしたらどうでしょうか。

◎委員長（鬼頭博和君） 地震だけじゃなくて、台風。

◎委員（木村冬樹君） 地震や台風によってというふうにするのか、等にするのか。等ですね。地震等によってガラスを破損するとというふうにするのか。

◎委員長（鬼頭博和君） 地震等によってということと、あと大規模地震でなくて、大規模災害という①の一番上のところ、それから中身のところ、1行目のところも大規模災害ということで変えていけばよろしいでしょうか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 施設の耐震性はいいんですけど、耐火性の確保という耐火性というのが何を指しているのかなあという。耐火建築物を求めらるんであれば、またハードルが全然違ってくるんですよ。だから、耐火性というのがひっかかりますね、僕は。耐火となると、内装制限だとかいうものも要求するような形になってくるんですよ。ガラスなんかも、延焼防止とかいって網入りガラスにするよとか。だから、ガラスが破損しないように網入りガラスは有効なんですけど、物すごくコストが高くなるし。

◎委員長（鬼頭博和君） じゃあ耐火性は外しますか。

◎副委員長（鈴木麻住君） 耐火性というのはちょっと。耐久性ぐらいのほうがいいかな。

◎委員長（鬼頭博和君） 耐震性のところを耐久性。

◎副委員長（鈴木麻住君） 耐震性、耐久性。耐震はいいと思うんで、耐火は耐久という文言のほうが何となく。どうですか、耐久性。

◎委員長（鬼頭博和君） いや、もう専門家が言われることであれば。

じゃあ耐震性、耐久性ということによろしいですかね、5行目のところですが。

〔発言する者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、最終案はこの形で、①と②ということで。文言についてはもう一度正・副で修正をして、皆様のほうにお示しをさせていただきます。それを議長のほうに政策提案ということで提出をさせていただきます。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 異議なしと認めます。

以上で、厚生・文教常任委員会を閉会いたします。